

週刊住宅

2020年(令和2年)6月29日号
NO. 2915 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話03-3234-2050 FAX03-3234-2070
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネッツ流 新・大家実践塾

今回は、まず遊休農地の属性を確認し、次に前回の農地パトロール(利用状況調査)を受けて実施される「利用意向調査」についてまとめてみた。

1 遊休農地の基本的属性
前回のコラムで説明したように、2011年度(平成23年度)から「農地パトロール(利用状況調査)」と併せて「荒廃農地調査」

「遊休農地の利用意向調査」

113

も実施されている。

農地パトロールで遊休農地は1号遊休農地(「荒廃農地A」と2号遊休農地(「低利用農地」)に分類されるが、基本的にいずれも農地法上の農地として扱っている点に大きな特徴がある。

これに対し後者の荒廃農地調査では、森林の様相を呈する等再生利用が困難な農地を、もはや農地法上の農地とは言い難い土地として「荒廃農地B」として仕分けしている。

2 利用意向調査
農地パトロール(利用状況調査)において、6月を経過する日

況調査)で把握された調査結果は、まず農地台帳に記録される。

そして「1号遊休農地」「2号遊休農地」および「遊休化のおそれのある農地」に該当する農地の所有者等に対しては、毎年11月

況調査)で把握された調査結果は、まず農地台帳に記録される。

そして「1号遊休農地」「2号遊休農地」および「遊休化のおそれのある農地」に該当する農地の所有者等に対しては、毎年11月

況調査)で把握された調査結果は、まず農地台帳に記録される。

保有者に5つの肢で選択迫る

利用増進なし、賃借権設定も

「利用意向調査」の回答を受けた行政側の対応について説明する。

1. 間管理事業を利用する(注能)。

■CFネッツグループ 鎌倉鑑定 不動産鑑定士 林 愛州

・当該農地について、農地み選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能だ。以下、農地の所在・地番、地目、面積(平米)の記載欄と、最後に72、ファクス045・330・5773

・当該農地について、自ら記載要領が示されている。

・当該農地について、自ら記載要領が示されている。

・当該農地について、自ら記載要領が示されている。

・当該農地について、自ら記載要領が示されている。

・当該農地について、自ら記載要領が示されている。

・当該農地について、自ら記載要領が示されている。